

介護老人保健施設 おおた 運営規定

第1章 総則

第1条 規定の目的

この規定は、医療法人太田脳神経外科医院が、介護保険法第94条の規定に基づき開設許可を受けた介護老人保健施設おおた（以下「施設」という。）における介護保健施設サービスについて、その運営に関する事項を定め、効果的な施設運営と入所者に対する適正な処遇を確保することを目的とする。

第2条 施設の目的及び運営の方針

- 1) 当施設は、明るく暖かみのある雰囲気の中で、入居者に対して、従業員が笑顔を持って『暖かみのある手のひらケア』をモットーにサービスの提供に努めていきます。
- 2) 当施設は、介護保健法令の趣旨に従い、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来、居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 3) 当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスを提供に努めていきます。
- 4) 当施設は、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにし、生活への復帰を目的としております。
- 5) 当施設は、地域の中核施設となるべく、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めていきます。
- 6) 当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷等の恐れがある場合や緊急やむを得ない場合以外は、入所者に対しての身体拘束を行わないようにしております。

第3条 施設の名称等

施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

事業所名所 介護老人保健施設 おおた

所在地 福岡県糸島市浦志二丁目21-21

電話 092（323）1251

F A X 092（323）1253

第4条 入所定員等

施設の入所定員は、18名とする。

第5条 定員の遵守

施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

第6条 職員の職種及び員数

- | | |
|-----------|-------------------|
| ①管理者： 1名 | ⑤支援相談員： 1名 |
| ②医師： 1名 | ⑥介護支援専門員： 1名 |
| ③看護職員： 2名 | ⑦理学療法士又は作業療法士： 1名 |
| ④介護職員： 4名 | ⑧管理栄養士： 1名 |

第7条 職務の内容

- ①管理者：施設の運営管理を総括すること。
- ②医師：入所者の健康管理の指導及び医療の処置に適切な措置を講ずること。
- ③看護職員：管理者及び医師の指示を受けて行う入所者の看護及び介護に関すること。
- ④介護職員：入所者の日常生活全般にわたる介護に関すること。
- ⑤支援相談員：入所者の生活相談、指導に関すること。
- ⑥介護支援専門員：入所者の施設サービス計画の作成に関すること。
- ⑦理学療法士又は作業療法士：管理者及び医師の指示を受けて行う入所者の機能訓練指導に関すること。
- ⑧管理栄養士：入所者の栄養管理指導、献立の作成、栄養の計算、食品の管理及び調理指導に関すること。

第8条 勤務体制の確保等

- 1) 施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2) 施設は、当該施設の職員によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3) 施設は、職員に対し、その資質の向上の為の研修の機会を確保するものとする。

第3章 入所及び退所

第9条 内容及び手続の説明及び同意

施設は、施設介護サービスの提供に際しては、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により入所申込者の同意を得るものとする。

第10条 受給資格等の確認

- 1) 施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2) 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するように努めるものとする。

第 1 1 条 入退所

- 1) 施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。
- 2) 施設は、入所申込者の入所検討会議を多職種協同で行うものとする。
- 3) 入所については、正当な理由なく、介護保健施設サービスの提供を拒んではならないものとする。
- 4) 施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
- 4) 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。
- 5) 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、医師・看護職員・介護職員・支援相談員・介護支援専門員等の職員を構成員とした会議を入所後早期及び、その後少なくとも3ヶ月ごとに実施し、協議・検討するものとする。これらの検討の経過及び結果については、文書に記録するとともに2年間保管するものとする。
- 6) 施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所後の主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 7) 自傷他害の恐れのある人、及び伝染性疾患（感染症、疥癬、結核など）にかかり、他入所者に伝染する恐れのある場合は、病院又は診療所への転院を基本とする。
- 8) 他の病院等に入院した場合は、原則として退所とする。

第 1 2 条 要介護認定の申請に係る援助

- 1) 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 2) 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

第 1 3 条 入退所の記録の記載

施設は、入所に際しては入所の年月日及び施設の名称を退所に際しては、退所の年月日を当該者の被保険者証に記載するものとする。

第 1 4 条 健康手帳への記載

施設は、提供した介護保険施設サービスに関し、入所者の健康手帳の医療に係るページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

第15条 施設サービス計画の作成

- 1) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 2) 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題並びに医師の治療の方針に基づき、当該入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。
- 3) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して、説明し、同意を得るものとする。
- 4) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても介護保健施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 5) 第1項から第3項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

第16条 施設サービスの取扱方針

- 1) 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の療養を妥当適切に行うものとする。
- 2) 介護保健施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3) 施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- 4) 施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5) 施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第17条 診療の方針

医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- 2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をあげることができるよう適切な指導を行う。
- 3) 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。

第18条 必要な医療の提供が困難な場合の措置等

- 1) 施設の医師は、入所者の病状から見て当該施設において自ら必要な医療の提供が困難であると認めたときは、協力病院等その他適当な病院若しくは診療所への入院の為の措置を講じ、又は他の医師の往診を求める等診療について適切な措置を講じるものとする。
- 2) 施設の医師は、不必要に入所者の為に往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させないものとする。

- 3) 施設の医師は、入所者の為に往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報提供を行う。

- 4) 施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは、歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受け、その情報により適切な診療を行う。
- 5) 軽症以外の病気に罹患し、病院治療が必要と思われるものは、転院退所を原則とする。

第 19 条 機能訓練

施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助ける為に必要なりハビリテーションを医師、作業療法士等の指導の下に計画的に行うものとし、各入所者の施設サービス計画に基づき、適切に実施する。

第 20 条 看護及び医学的管理の下における介護

- 1) 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。
- 2) 施設は、1 週間に 2 回以上、入所者を入浴させるものとする。ただし、医師の指示により入浴させることができない場合は、身体の清拭を行うものとする。
- 3) 施設は、入所者に対し、その病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 4) 施設は、オムツを使用せざるを得ない入所者については、心身及び活動状況に適したオムツを提供するとともに、適切にオムツ交換を実施するものとする。
- 5) 施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床・着替え・整容等の日常生活上の世話を適切に行うものとする。

第 21 条 食事の提供

- 1) 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。
- 2) 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うように努めるものとする。

第 22 条 相談及び援助

施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

第 23 条 その他のサービスの提供

- 1) 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者の為のレクリエーション・行事等を行うものとする。
- 2) 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

第 24 条 衛生管理等

- 1) 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は、飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2) 施設は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第25条 協力病院等

協力病院及び協力歯科医療機関は、次のとおりとする。

- ・ 協力医療機関 医療法人太田脳神経外科医院（福岡県糸島市浦志二丁目2-1-21）
- ・ 協力歯科医療機関 おおたデンタルクリニック（福岡県福岡市早良区南庄2-10-15）

第5章 利用料金その他の費用

第26条 利用料等の受領

- 1) 施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から別紙1と別紙2に掲げる利用料金の一部及び食事の負担額の支払いを受けるものとする。
- 2) 施設は、前項に定めるもののほか、別紙2に掲げるその他利用料金の支払いを受けることができる。
- 3) 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得るものとする。

第27条 保険給付の請求の為の証明書の交付

施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認めらる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

第6章 施設利用に当たっての留意事項

第28条 留意事項

入所者は、次の事項を守らなければならない。

- 1) 日常生活は、管理者が定める日課表に基づいて生活し、職員の指導に従い、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう努めること。
- 2) 他の入所者に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努めること。
- 3) 施設及び療養室の清潔、整頓その他環境衛生の保持の為に協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣服の清潔に努めること。
- 4) 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。
- 5) 火災予防上、次の点については、特に注意を払い、火災防止に協力すること。
 - ①施設内は禁煙となっております。
 - ②発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。
 - ③火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。

- 6) 入所者の「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治行動」は禁止しております。
- 7) 入所者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

第29条 面会

面会時間は、毎日１４時から１７時までとしています。事前にお知らせください。感染症などにより面会の制限や中止をさせて頂く場合があります。

第３０条 外出・外泊

- １）外出及び外泊については、サービスステーションの従業員に届出書を提出し、主治医の許可を得て下さい。
- ２）外泊時等で、当施設以外の医療機関を受診する場合は、必ずご連絡下さい。

第７章 非常災害対策

第３１条 非常災害対策

当施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しそれらを定期的に従業員に周知すると共に、定期的に避難訓練・その他必要な訓練を行うことに努めます。

- １）火災等の災害時に、地域の消防機関への速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底すると共に日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りに努めます。
- ２）風水害、地震等の災害に対処する為に消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務に努めます。
- ３）防火管理者は、当施設従業員に対して、防火教育及び消防訓練を実施します。
 - ①訓練（消火・通報・避難）は、年に２回以上行うものとする。
 - ②利用者を含めた避難訓練等は年に１回以上行うものとする。
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底
- ４）その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとるものとする。

第８章 虐待の防止のための措置に関する事項

第３２条 虐待の防止

施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- １）施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（リモートを行う事ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図るものとする。
- ２）施設における虐待の防止のための指針を整備する。
- ３）施設において、従業員に対し虐待の防止のための研修を定期的に年２回以上実施する。
- ４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第９章 その他施設運営に関する重要事項

第３３条 掲示

施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

第３４条 秘密保持等

- １）施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ２）施設は、職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- ３）施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により

入所者の同意を得るものとする。

第35条 苦情相談窓口

- 1) 施設は、その提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付ける為の窓口を設置し、別紙「利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要」に基づいて措置するものとする。
- 2) 施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は、当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3) 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第36条 地域との連携

施設は、その運営に当たっては、地域住民又は、その自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

第37条 事故発生時の対応

- 1) 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入所者の家族、市町村等関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。
- 2) ①施設は、損害賠償保険に加入し、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、加入保険会社との協議の上で適切に対処します。
②病気により起こした事故、本人が故意に起こした事故に関しては、基本的に賠償責任はおりません。
- 3) 施設は、事故が生じた際には、その原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じるものとする。

第38条 入所者に関する市町村への通知

施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 1) 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第39条 会計の区分

施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第40条 記録の整備

施設は、従業者、整備、会計及び入所者に対する施設サービスの提供に関する記録を整備しておくものとする。

①管理に関する記録

- ア 事業日誌
- イ 職員の勤務状況、給与に関する記録
- ウ 職員の研修等に関する記録
- エ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表
- オ 関係官署に対する報告書等の文書綴
- カ 重要な会議に関する記録
- キ 防災訓練等に関する記録

②入所者に関する記録

- ア 入所者台帳（病歴、生活歴、家族の状況等を記録したもの）
- イ 施設サービス計画書
- ウ 診療録及び機能訓練・療養日誌（具体的なサービスの内容及び入所者の状況の記録）
- エ 第11条に規定する検討の経過・結果の記録
- オ 献立その他給食に関する記録
- カ 緊急やむをえない場合に行った身体的拘束等に関する記録

③会計経理に関する記録

- ア 金銭・出納に関する書類
- イ 収入・支出に関する書類（介護報酬請求明細書等）
- ウ 資産に関する記録
- エ 利用料に関する記録

第41条 補則

この規定に定めるもののほか、介護保険法、介護保険法施行令関係各法令を遵守し、さらに必要な事項については別に定める。

附 則

この規定は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成23年 5月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 7年 9月 1日から施行する。